

岐阜市PTA連合会 個人情報保護方針

岐阜市PTA連合会（以下、「本会」という。）は、個人情報の保護に関する法律及び政令等を遵守し、個人情報の取扱いに関する規則を定めるとともに、必要な体制整備を行い、以下の方針により個人情報の適正な利用と保護に努めます。

1. 本会は、個人情報保護法及び関連法案に従い、業務上必要な範囲で、かつ適法で公正な方法により個人情報を取得します。
2. 本会は、個人情報を取得する場合には、事前に収集目的を明らかにし、あらかじめ本人（ただし、本人が未成年の場合には法定代理人）の同意を得たうえで適切な手段により取得し、その目的の範囲内で利用します。
3. 本会が取得する個人情報は、事業目的のためだけに利用し、それ以外の目的には利用しません。提供された個人情報については、その利用について同意されたものとみなします。
4. 本会は、取得した個人情報を第三者に提供する場合には、原則として事前に本人より了解のあった場合のみとします。
5. 本会は、個人情報保護管理責任者を選定し、個人情報保護管理責任者の指導のもと、定期的な調査・研修等を通して、漏洩または毀損の防止、その他の安全管理のために、個人データアクセス管理、個人データの持ち出しの制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の措置を講じます。
また、外部に個人情報の取扱いを委託する場合には、委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視する等、適切な管理・監督を行います。
6. 本会が、個人情報を破棄する場合には、復元不可能な方法により破棄し、個人情報の漏洩事故が起こらないよう努めます。
7. 本会が保有する個人情報に関して、開示・訂正・利用停止等の依頼があった場合は、請求者が本人であることを確認したうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたすなどの特別な理由がない限り、個人情報保護管理責任者において精査したうえで、誠実に対応します。

岐阜市PTA連合会

〒500-8701

岐阜市司町40-1 岐阜市教育委員会 社会・青少年教育課内

TEL 058-214-2537

FAX 058-214-2537

岐阜市PTA連合会 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 岐阜市PTA連合会（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、本会会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会事務局とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 本会の管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成
- (3) 本会の運営上、提供が必要と認められた場合

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要になった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者（前条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者の提供を受ける際の確認等)

第13条 個人情報を第三者から提供を受けたときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「個人情報取扱規則」は、評議員会において改正する。

附則

本規則は、平成30年 3月23日より施行する。